

延監第118号
令和7年12月2日

令和7年度

定期監査報告書

(令和7年9月～10月実施分)

延岡市監査委員

令和7年度 定期監査報告書

1 監査の対象

[総務部] 総務課

[市民環境部] 廃棄物処理施設整備室 資源対策課 清掃工場

[健康福祉部] 総合福祉課

[都市建設部] 土木課

[上下水道局] 業務課 水道課 下水道課

選挙管理委員会事務局

2 監査の期間

令和7年9月4日 から 令和7年11月7日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野下 美智江

監査委員 服部 俊明

監査委員 比江島 久美子

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手續、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）

(6) その他（債権管理に関する事務、各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和6年度及び令和7年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略するが、監査結果を概ね適正なものとしている。

総務部

総務課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

市民環境部

廃棄物処理施設整備室

事務処理は適正なものと認められた。

資源対策課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）に関する事務

令和6年度に締結した業務委託契約について、契約期間を遡及して契約していたものが3件あった。地方自治法等の関係法令に基づき、適正な事務処理を行うよう求める。

清掃工場

事務処理は適正なものと認められた。

健康福祉部

総合福祉課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

都市建設部

土木課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 財産の管理に関する事務

令和5年度の定期監査時に比べ改善されていたが、行政財産の目的外使用料、道路占用料及び法定外公共物の占用料について、督促状を発送していないものが令和6年度分に2件、令和7年度分に2件あった。

債権管理条例及び債権管理条例施行規則に基づき、適正な事務処理を行うよう求めめる。

(2) 物品等の管理事務

保管されている郵便切手について、現物の数と受払簿の残数が一致しなかった。適正な管理と定期的な現物確認を行うよう求める。

上下水道局

業務課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

水道課

事務処理は適正なものと認められた。

下水道課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

選挙管理委員会事務局

事務処理は適正なものと認められた。